

市立甲府病院汚水雑排水管他保守点検業務委託

仕 様 書

第 1 章 総 則

1. 目的

本業務は、市立甲府病院の汚水雑排水設備等の保守点検・管理により、当該設備を常に最良の状態に維持することを目的とする。

2. 業務名

市立甲府病院汚水雑排水管他保守点検業務委託

3. 業務場所

甲府市増坪町 3 6 6 番地 市立甲府病院

4. 委託期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)

5. 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりである。

- (1) 給水・排水設備保守点検業務(毎月)
- (2) 各衛生器具点検業務(毎月)
- (3) グリストラップ清掃業務(毎月)
- (4) 場内下水道管洗浄業務(年 1 回)
- (5) 緊急時(管の詰まり、漏水等)対応及び処置(常時 24 時間)
- (6) その他必要と認められる業務、監督員からの指示による業務等

6. 業務対象施設

- (1) 病院本体建物 (2 階理容室は除く)
- (2) 院内保育所
- (3) 医師住宅・看護師住宅 (敷地内排水柵・配管含む)

7. 業務受託条件・資格

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証

- (2) 建築物排水管清掃業登録証明書
- (3) 管工事業（建設業法）

8. 指示の履行

受託者は、委託者の指示に従い、誠実かつ良心的に業務を遂行するものとする。なお、本業務実施にあたり本仕様書に明記なきものでも技術上・構造上・美観上当然必要なものは、委託者の指示に従い積極的に業務を行うものとする。なお、この場合の費用はすべて受託者の負担とする。

9. 受託者の責務

受託者は、本業務の履行にあたって、関係法令等を遵守し、施設を効率的・経済的・安全に保持し、設備の点検・整備・診断・修理(修繕)・改善をしなければならない。また、重要な業務であることを十分に認識し、誠心誠意をもって業務を履行しなければならない。

第2章 従事者、選任等

1. 人員等

- (1) 受託者は、甲府市の業務を代行するものであるから特に人選(資質・能力等)を厳にし、病院施設の業務を円滑に遂行するとともに、その機能を十分発揮できるよう契約書・設計書・仕様書等関係書類に基づき委託業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務と同等以上の点検業務従事3年以上及び十分なる知識・資質・技術力・実務経験を有する者を十分な人数派遣し、適切に業務を遂行しなければならない。
- (3) 受託者は、本仕様書に定められた業務を円滑に遂行するために、委託契約後速やかに従事者の名簿及び各必要資格証の写しを監督員に提出し承諾を受けなければならない。なお、従事者を変更する場合も同様とする。

2. 業務資格者

受託者は、次の有資格者(業務に関し豊富な知識を有し、実務経験・実績のある技術者)をおき、その指導のもと業務を行うものとする。また、各関係機関に取扱責任者の届出が必要なものについては、各法令等に従い必要書類等を提出すること。

- (1) 産業洗浄技能士

第3章 書類及び帳簿

1. 業務報告書

受託者は、点検実施状況等を報告書に記載し、点検状況が確認できる写真を添付し、点検完了後速やかに監督員に提出するものとする。

2. 点検予定従事者表・点検従事者実績表

受託者は、点検予定従事者表を業務予定表とともに、点検従事者実績表を業務報告書とともに遅滞なく委託者に提出するものとする。

3. その他の書類

上記に掲げたもの以外で必要と思われる書類及び委託者より指示のあった書類については、委託者の承諾を得た後に、誠意をもって作成・提出をするものとする。

第4章 業務要領

1. 業務内容

1) 屋内給水管・汚水・雑排水管・衛生器具等保守点検業務(毎月1回)

対象： 病院本体建物 院内保育所 医師住宅 看護師住宅

給水管・汚水・雑排水管・衛生器具等の給水・排水状況の点検、調査、清掃及び漏水修理を行う。但し、医師住宅と看護師住宅については、屋外排水桝清掃を行うものとする。なお、パッキン等の消耗品及び洗浄薬品等は受託者が負担（但し、石膏トラップ消耗品・薬品等については委託者が負担）し、器具等取替が発生する場合には、委託者の負担とする。

2) グリストラップ清掃業務(毎月1回)

対象： 病院厨房 解剖室

揚泥車でグリストラップの清掃・洗浄及び廃油等の回収・運搬・処分を行うものとする。

3) 屋外(敷地内)排水管高圧洗浄業務(年1回)

対象： 病院敷地内 保育所敷地内 医師住宅敷地内 看護師住宅敷地内

屋外(敷地内)排水管を高圧洗浄車と揚泥車で清掃を行うものとする。

その他の業務

1) 緊急時対応業務(随時24時間)

対象： 病院本体建物 院内保育所 医師住宅 看護師住宅

排水管の詰まり、給水管・排水管等の漏水、器具廻りの不具合対応を行うものとする。委託者からの要請があった場合は、早急に適切な処置を行うこと。

2) その他必要と認められる業務、監督員からの指示による業務等

2. 業務実施日程・時間等

屋内給水管・汚水・雑排水管・衛生器具等保守点検業務及びグリストラップ清掃業務については、原則として毎月第1土曜日・第3木曜日に行うものとする。また、屋外(敷地内)排水管高圧洗浄業務等その他の業務については、委託者と協議して日程を決定するものとする。

第5章 雑則

1. 一般事項

- (1) 受託者は、当院が常に安全で清潔な衛生環境を保つように適切な保守管理を行い、責任を持って業務を行うこと。
- (2) 受託者は、業務実施にあたって委託者、又は病院関係者、第三者等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。但し、委託者又は病院関係者、第三者等の責に帰する場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また各種記録及び帳簿、関係書類・図書等についても同様とする。
- (4) 受託者は、不具合箇所、事故等を業務内で発見または確認した場合は、委託者に速やかに報告し、指示を仰がなければならない。

2. 業務引継

受託者は、病院業務の特殊性に鑑み、委託期間開始前に前任受託者との間で業務内容の詳細な引継ぎを行い、委託期間の開始後に病院業務に支障が生じないよう万全の体制をとらなければならない。この引継期間は契約日から委託期間開始までとし、従事者に担当業務を経験させるものとする。

また、委託期間が終了する時には、前任受託者として、誠実かつ良心的に業務内容について後任受託者に引継ぎを行うものとする。

3. 業務確認検査

監督員は、本業務に関し随時その内容について検査を行い、本仕様書に適合しないと

認めた場合は、業務の改善及び手直しを指示することができる。なお、この場合の費用はすべて受託者の負担とする。

4. 経費等の負担区分

本設備の保守点検等を行うにあたり必要な機具類・材料・消耗品及び清掃用具等はすべて受託者の負担とする。なお、経年劣化等による交換部品材料等については監督員と協議の上定めるものとする。

5. その他契約等について

- (1) 受託者は、契約時、受託者に代わって業務を履行することを保証するため、当該業務の委託に必要な資格及び能力を有するものを保証人として立てなければならない。
- (2) 前項の保証人は、受託者が本契約による業務を履行することができない場合、受託者に代わって自ら本契約による業務の完了を保証しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか必要事項については、委託者・受託者の協議の上決定するものとする。